
災 害 補 償 規 定

団体名 一般社団法人日本救急救命士協会

一般社団法人日本救急救命士協会災害補償規定

(目的)

第1条 この規定は、次条に規定する者が、その職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り死亡した場合に、団体が行う遺族補償について定める。

(補償対象者の範囲)

第2条 この規定の適用を受ける者の範囲は、下欄記載の者（以下「補償対象者」という。）とする。

一般社団法人日本救急救命士協会に加入するすべての正会員

(損害保険契約の締結)

第3条 団体は、この規定の運営のために、損害保険会社との間に、補償対象者を被保険者とし、会社が死亡保険金を受け取る損害保険契約を締結し、その保険料を負担する。

2 前項の損害保険契約の契約期間は1か年とし、毎年契約更新するものとする。

(遺族補償金の支払)

第4条 補償対象者が、日本国内又は国外においてその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、団体は前条により締結した損害保険契約に基づいて、遺族補償金（死亡補償金）を次条に定める補償対象者の遺族に保険会社より直接支払うものとする。

2 前項の遺族補償金の額は別表に定めるとおりとする。

(遺族補償金を受ける遺族)

第4条 遺族補償金を受ける補償対象者の遺族については、労働基準法施行規則第42条および第43条の規程を準用する。

(遺族補償金の支払基準)

第6条 第4条に定める遺族補償金の支払基準については、第3条により締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約の条文を準用する。

(遺族補償金を支払わない場合)

第7条 補償対象者の被った傷害が第3条により締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約の「保険金を支払わない場合」に該当するときは、第4条に定める遺族補償金を支払わないものとする。

(他の補償との関係)

第8条 本規定に定める災害補償は、労働者災害補償保険法に基づく保険給付、加害者からの賠償金とは別に行うものとする。

付 則

本規定は、平成22年10月1日より施行する。

別表

遺族補償金	傷害による死亡	50万円
	傷害による後遺障害	3～50万円
	傷害による入院	日額750円